

# 「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」の 主要改訂項目

赤字部分は第 1 回検討会資料からの変更点

## リサイクルガイドラインの改訂について

### 1. 改訂経緯

- 「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(以下「リサイクルガイドライン」という)」は、港湾・空港等工事におけるリサイクルの促進を図ることを目的に建設副産物及び産業副産物等を港湾・空港等工事の建設資材として利用する際の技術的取扱い及び法令面での取扱いについて示したものである。
- リサイクルガイドラインにおける、リサイクル材料の利用技術の評価の見直し状況は以下のとおりである。

○：評価の見直しを実施

改訂年月	利用技術の評価の見直し	
	品質評価	実績評価
平成 27 年 12 月	○ (平成 16 年 3 月以降)	○ (平成 16～25 年度)
	・リサイクルガイドライン及びリサイクル技術指針を全面的に見直し統合。	
平成 30 年 4 月	○ (平成 27 年 12 月以降)	—
	・平成 27 年 12 月以降に公表されたリサイクルに関する各種マニュアル・ガイドライン類の整備・改訂に伴う品質評価更新。 ・その他、各種マニュアル・ガイドライン類のデータ更新等の反映。	
令和 5 年 8 月 (予定)	○ (平成 30 年 4 月以降)	○ (平成 26～令和 3 年度)
	・平成 27 年 12 月改訂以降の利用実績及び平成 30 年 4 月改訂以降に新規公表または改訂・更新のあったマニュアル・ガイドライン類を踏まえ、品質評価及び実績評価を更新する予定。	

### 2. 令和 4 年度までに実施した検討の概要

- 平成 27 年 12 月改訂以降の利用実績、平成 30 年 4 月改訂以降に新規公表または改訂・更新のあったマニュアル・ガイドライン類におけるリサイクル材料の品質に関する情報の収集整理。
- 評価の見直し及びリサイクルガイドラインへの反映。

## リサイクルガイドライン改訂の検討内容

### 3. 評価の見直しについて

#### 3-1. 評価基準

品質性能の評価及び利用実績の評価の二つの基準を用いて総合評価としている。リサイクルガイドラインにおける評価基準を示す。

品質評価		実績評価	
A	既に当該用途を想定した品質基準が設けられている	a	利用実績が多いもの、または汎用性が高いもの
B	利用マニュアル案等が整備されている	b	利用実績（試験施工含む）はあるが限定されるもの
C	標準材料に準ずる性能を有するもの	c	利用実績（試験施工含む）はあるが課題があるもの
D	用途として利用可能であるが、課題等も挙げられているもの	—	利用実績がないもの
E	現段階では利用が難しいと考えられるもの		
—	用途対象外		

総合評価				
実績 品質	a	b	c	—
A	◎	◎	△	△
B	◎	○ <sup>+</sup>	△	△
C	○ <sup>+</sup>	○	△	△
D	△	△	△	△
E	×	×	×	×
—	—	—	—	—

評価	定義
◎	すでに当該用途を想定した品質基準が設けられる等、利用が可能
○ <sup>+</sup>	利用実績が多いものまたは○に加えて利用マニュアル案等が整備されているもの
○	標準材料と同等、または利用実績や実証実験等で品質が確認され利用可能性の高いもの
△	利用可能性はあるが、既存資料からは判定できず、今後の検討を要するもの
×	現段階では利用は難しいと考えるもの
—	用途対象外

[品質評価の評価基準と判断の基準]

	評価基準	判断基準の定義
A	既に当該用途を想定した品質基準が設けられている	JIS または、JIS と同等の基準(国等の指針や通達等)が整備されているもの
B	利用マニュアル案等が整備されている	次の事項を全て満足するマニュアル等(利用マニュアル、手引き、ガイドライン、ハンドブック等)が整備されているもの(用途として準用可能と見なせるものを含む) ①中立性のある機関により策定されたもの(個別民間企業の自社基準・技術資料は対象としない) ②有識者による技術検討委員会等により取りまとめられたもの ③品質管理に関する記載があるもの(材料に関する調査・試験の実施方法、施工後のモニタリング方法等)
C	標準材料に準ずる性能を有するもの	技術資料等(パンフレット、研究論文(査読付き)、研究所報告、自社基準等)により、標準材料に準ずる性能が確認されるもの(用途として準用可能と見なせるものを含む)
D	用途として利用可能であるが、課題等も挙げられているもの	次のいずれかに該当するもの ①マニュアル等や技術資料等で用途として利用可能であるが、課題等も挙げられているもの(用途として準用可能と見なせるものを含む) ②査読なしの研究論文等(講演資料等)に限られているもの ③マニュアル等や技術資料等で、用途の検討が行われたことは確認できないが、公共工事において利用実績があり、かつ汎用性が高いと考えられるもの
E	現段階では利用が難しいと考えられるもの	マニュアル等や技術資料等で利用用途に関する検討は行われているが、品質面で利用が難しいと考えられるもの
-	用途対象外	マニュアル等や技術資料等で、用途の検討が行われたことが確認されないもので、利用実績が限定されるもの 等

[実績評価の評価基準と判断の基準]

	評価基準	判断基準の定義
a	利用実績が多いもの、または汎用性が高いもの	公共工事(国直轄の本施工に限る)において、利用実績が複数あるもの、又は、既に一般的に普及されているもので汎用性が高いと考えられるもの
b	利用実績(試験施工含む)はあるが限定されるもの	次のいずれかに該当するもの ①公共工事(国直轄に限る)以外の、公的機関や民間企業の工事で利用実績があるもの ②公共工事(国直轄に限る)の試験施工や実証実験で利用実績があるもの ③公共工事(国直轄に限る)で利用実績はあるが限定されるもの(同一港湾のみ1箇所での利用等限定されるもの、適用条件が限定されるもの 等)
c	利用実績(試験施工含む)はあるが課題があるもの	本施工や試験施工、実証実験等における利用実績はあるが、施工後の品質的な課題等が存在するもの
-	利用実績がないもの	本施工や試験施工、実証実験等における利用実績がないもの